

埼玉県最低賃金改正のお知らせ

平成 20 年 10 月 17 日から

時間額 **722** 円



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。
※詳しくは埼玉労働局労働基準部賃金室（☎048-600-6205）またはお近くの労働
基準監督署へお問い合わせください。

—埼玉労働局・各労働基準監督署—